

若手弁護士に対する奨学金給付に関する規程

第1章 総則

(根拠)

第1条 一般財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という。）定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 奨学金の給付

(奨学生の資格)

第2条 本財団から奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、日本国籍を有し、弁護士として活動し、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 東京都内で弁護士として活動されている者
- (2) 応募年の4月1日現在における年齢が32歳以下または司法試験合格より4年間を超えない者
- (3) 本財団の主催する法律勉強会に毎回参加が可能な者
- (4) 考え方が優れ、公正かつ自由な社会の実現に寄与する弁護士を志す者

(奨学金の給付期間及び金額)

第3条 奨学金の給付期間は、理事会が決定する。

2 奨学生の人数及び給付月額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。

3 奨学金は、第9条第2号、第3号、第4号又は第7号の各規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

(奨学生応募手続)

第4条 奨学生志望者は、別途定める応募要領に従い、本財団の指定する書類を本財団に提出する。

(奨学生選考手続)

第5条 理事会は、選考分科会の答申を経て、奨学生となる資格を付与する者（以下「合格者」という。）を選考する。

2 選考分科会は、奨学生志望者について、書類選考を実施した後、面接を実施することができる。

(決定通知)

第6条 理事長は、奨学金給付通知書授与式において、合格者に対し、同通知書を授与する。

2 合格者は、前項に定める通知書の受領をもって、奨学生たる地位を取得する。

3 合格者は、正当な理由なく、1項に定める授与式に欠席した場合、奨学生となる資格を失う。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は、本財団が指定する金融機関に設けた奨学生本人名義の預金口座に、毎月末日限り、1か月分を振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(奨学金の給付の停止)

第8条 本財団は、奨学生が弁護士活動を休止したときは、当該期間中、奨学金の給付を停止することができる。

(奨学金の打ち切り)

第9条 本財団は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。

(1) 弁護士たる地位を喪失したとき

(2) 弁護士としての責務を怠るなど、その言動が本財団の奨学生として適切でないとき

(3) 内容虚偽の書類を提出するなど、応募手続又は選考手続において、不誠実な行為があったことが判明したとき

(4) 奨学生としての義務を怠ったとき

(5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき

(6) その他奨学金の支給を要しない理由が生じたとき

(7) 奨学生の知人の本財団関係者が他の本財団関係者に推薦を働きかけたことが判明したとき

(奨学生の義務)

第10条 奨学生は弁護士活動において、優れた考え方を披瀝し、社会貢献に務めなければならない。

2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

(1) 弁護士たる地位を喪失したとき

(2) 弁護士活動を長期間休止するとき

(3) 弁護士会から懲戒処分を受けたとき

(4) 住所、氏名、連絡先電話番号等を変更したとき

(5) 奨学金の支給を要しない理由が生じたとき

(6) その他本財団が奨学生に事前に指定した事由が発生したとき

3 奨学生は、本財団が主催する法律勉強会、懇親会等への参加を要請された場合、特段の事情がない限り、これに出席しなければならない。

第3章 補則

(実施細則)

第11条 この規程の実施について必要な細則は、理事長が別に定める。

附則

1 本規程は、2018年6月5日から施行する。